

物の定めは、さきづゝの例にはか、はらず、其時々の王の心にて、いかにもく定むる事にて、その定めわろしとて、用ひざるやうはなし、されば地の分ちさまなど、後の代々には、くさく有て、先の代に例なきこともあれど、そはとまれかくまれ、その定めにてこそはしたがふなれ、さればそのこゝろをもていはば、皇朝にても天下を、かの郡縣の制にならひて定められたりし御代にも、其名をば改めずなほ古より有來しまゝに、某國と定め給ひたりしも、天皇の大御心にしあれば、なてふことかはあらん、なほいはば、から國のこゝろはいかにまれ、それにか、はるべきことかは、皇國は皇國なる物をや、

〔年々隨筆〕皇國に某州といふ制はなきことなるを、城州、和州などやうに稱るは、みだりなる事なり、されど此事いと昔より有ることなり、大同弘仁のころの詩人などやいひそめつらん、すでに玄かむかしよりいふ事なれば、今人のいはむはたとがむべきにもあらず、

〔隨意錄三〕方言之習、國名略舉其一字、則必用州字、備舉其二字、則必用國字、我未知何謂也、州之與國、字義固不同焉、州者如九州十二州、是大分天下也、又如五黨爲州、五州爲鄉、是更分戶數之名也、國者諸侯之封地、周制有三等者也、謂魯國爲魯州、謂齊國爲齊州者、則未之嘗見也、

〔大和事始〕天地都

或人の云、近世諸の稱呼訛謬多し、略又尤笑べきものは、諸國號を書するに、必陽の字を以てこ

れにそふ、武州を武陽とし、攝州を攝陽とし、播州を播陽とし、備州を備陽とし、筑紫を紫陽とし、伏見を伏陽とし、長崎を崎陽とす、其餘皆然り、殊にしらず、陽はもと陰に對するの稱にして、則山、南水、北の謂也、華陽、岳陽、洛陽、汾陽、咸陽の類の如き是也、もし山水の指標すべきものなき時は、則大都通津といへども、又陽を以て呼べからず、山の北水の南を陰といふも亦同じ、

〔年々隨筆〕又某陽といふ事は、いつの頃よりいひそめけむ、二百年ばかりの書にはみゆるを、猶